

次期山形県過疎地域持続的発展方針（素案）に係る意見募集の予告

山形県では、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第7条の規定に基づき、令和3年度から令和7年度までの5か年間における県の過疎地域の持続的発展に関する基本的な事項について定めるとともに、市町村や県が過疎地域の持続的発展に関する計画を定める際の指針として策定しています。

現行の「山形県過疎地域持続的発展方針」が令和7年度で終期を迎えることから、令和8年度から令和12年度までの5年間を対象とする次期方針の策定を進めています。

方針の案がまとまり次第、下記の時期に本ホームページ上で、パブリック・コメントを実施する予定ですので、事前にお知らせいたします。

皆様の御意見、御提案をお寄せください。

記

1 意見募集の予定時期

令和7年6月下旬から7月上旬まで

2 問い合わせ先

山形県みらい企画創造部移住定住・地域活力拡大課地域振興係

電話 023-630-3118